

ACCS光（N）リモートサポートサービス利用規約

第1条 （利用規約の適用）

一般財団法人研究学園都市コミュニティケーブルサービス（以下「ACCS」といいます。）は、このACCS光（N）リモートサポートサービス利用規約（以下「本規約」といいます。）を定め、ACCS光（N）加入契約約款と本規約により、光コラボ事業者であるACCSが東日本電信電話株式会社のリモートサポートサービス利用規約（以下「リモートサポートサービス利用規約」といいます。）を用いたリモートサポートサービス（以下「ACCS光（N）リモートサポートサービス」といいます。ただし、ACCSが本規約以外の利用規約を定め、それにより提供するものを除きます。）を提供します。ただし、別段の合意がある場合は、その合意に基づく料金その他の提供条件によります。

第2条 （利用規約の変更）

ACCSは、本規約を変更することがあります。この場合には、ACCS光（N）リモートサポートサービスの提供条件は、変更後の規約によります。

第3条 （契約内容）

ACCSは、東日本電信電話株式会社がリモートサポートサービス利用規約に定めるサービスをACCSがACCS光（N）リモートサポートサービスとして提供します。この場合、リモートサポートサービス利用規約の「当社」は「一般財団法人研究学園都市コミュニティケーブルサービス」、「リモートサポートサービス」は「ACCS光（N）リモートサポートサービス」と読み替えます。

2. ACCS光（N）加入契約約款の定めとリモートサポートサービス利用規約の定めが、相違又は矛盾する場合は、ACCS光（N）加入契約約款の定めが優先して適用されるものとします。

3. 本規約の定めとリモートサポートサービス利用規約の定めが、相違又は矛盾する場合は、本規約の定めが優先して適用されるものとします。

第4条 （対象回線）

本規約の定めが適用される回線は、前条に定める提供サービスにおいて、ACCSがACCS光（N）加入契約約款で規定する方法に従って利用者が申し込みを行い、ACCSがその申し込みを承諾した回線とします。

第5条 （提供条件等）

ACCSは、ACCS光（N）加入契約約款に規定するACCS光（N）を利用回線とする場合に限り、本規約に規定するサービスを提供します。

2. リモートサポートサービス利用規約 第13条（営業活動の禁止）の定めが適用されないものとします。

3. リモートサポートサービス利用規約附則の定めにかかわらず、利用料金の割引に係る規定

については、そのいずれも適用しないものとします。(リモートサポートサービス利用規約が変更されることにより新たに設定又は変更される利用料金の割引に関する規定も含まれます。)

4.本規約に定める事項以外については、リモートサポートサービス利用規約の定めが適用されるものとします。

第6条 (提供料金)

(1) ACCS光(N) リモートサポートサービスに係る利用料金

ACCS は、本規約の第1条に規定するACCS光(N) リモートサポートサービスについては、リモートサポートサービス利用規約、別紙5に定める利用料金に代えて、次に定める額を適用します。なお、各種書類等の発行に関する手数料等は、ACCS光(N) 加入契約約款によります。

利用料金(月額)

料金種別	単位	料金額 (税別)
利用料	1 利用回線毎に	500円

(2) その他の料金及び工事に関する費用

上記(1) 以外の料金及び工事に関する費用については、リモートサポートサービス利用規約の規定に定めるところによります。

第7条 (個人情報の第三者への開示等)

申込者又は利用者は、別途定める個人情報の保護に関する宣言に加え、次の場合についての個人情報の取扱いを同意するものとします。

- 1.ACCS が、申込者又は利用者から、氏名、住所等 ACCS がサービスを提供するために必要な情報を東日本電信電話株式会社へ提供すること。
2. ACCS光(N) リモートサポートサービスを利用者に提供するために不可欠な東日本電信電話株式会社の契約事業者から請求があった場合における、その事業者に対する利用者の氏名及び住所等の開示をすること。
- 3.判決、決定、命令その他の司法上又は行政上の要請、要求又は命令によりその情報の開示が要求された場合における、その請求元機関への開示をすること。

附則

平成28年1月1日より施行します。